一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

平成30年度 長崎県サービス管理責任者等研修 実 施 案 内

1. 目的

障がい者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律の適切かつ円滑な運営に 資するため、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者の育成を図ることを目的としております。

2. 実施主体

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

3. 研修日程

平成30年11月 6日 (共通講義) 平成30年11月 7日 ~ 平成30年11月 8日(介 護) 平成30年11月12日 ~ 平成30年11月13日(地域生活(知的・精神)) 平成30年11月12日 ~ 平成30年11月13日(就 労) 平成30年11月21日 ~ 平成30年11月22日(児 童)

平成30年11月28日 ~ 平成30年11月29日(地域生活(身体))

4. 研修カリキュラム概要(予定)

研修カリキュラムの内容は、次の通りです。

今後変更となる可能性があります

【共通講義】

時間	研修内容
9:00~9:30	受付
9:30~9:40	開講式・オリエンテーション
9:40~10:40	行政説明
10:50~11:50	講義:サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の役割
13:00~14:00	講義:意思決定支援と権利擁護
14:00~15:00	講義:サービス提供者と相談支援専門員及び関係機関との連携
15:10~17:10	講義:サービス提供者の基本的な考え方
17:10~17:15	連絡事項

【分野別研修】

(1日目)

時 間	研修内容
9:00~9:20	受付
9:20~9:30	開講式
9:30~12:00	講義:分野別のアセスメント及びモニタリングの実際
13:00~17:00	演習:サービス提供プロセスの管理の実際(アセスメント)

(2日目)

時間	研修 内容
9:00~9:30	受付
9:30~12:00	演習
13:00~16:00	演習
16:00~16:30	閉講式

5. 受講対象者

指定障害福祉サービス事業所等のサービス管理責任者等の業務に従事する方(予定も含む。)

○サービス管理責任者の配置が必要な障害福祉サービス

- ・療養介護 ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練:宿泊型を含む。)
- 共同生活援助就労移行支援就労継続支援A型、B型施設入所支援
- 就労定着支援 自立生活援助
- ○児童発達支援管理責任者の配置が必要なサービス
- ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
- 障害児入所支援(福祉型 医療型) 居宅訪問型児童発達支援

(※居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・短期入所・重度障害者等包括支援は該当しません。)

6. 研修会場

【共通講義・分野別研修】

ながさき看護センター/長崎県諫早市永昌町23番6号

7. 募集定員 300名

8. 受講お申込み方法

(一社)長崎県知的障がい者福祉協会のホームページ「研修案内」の「平成30年度長崎県 サービス管理責任者等研修」の申し込みフォームをご利用いただき、お申込みください。

※お申込み後に確認メールが届かない場合は福祉協会事務局 095-842-7007 まで、 ご連絡ください。

【お申込み期限】

平成30年9月21日(金)18:00まで

※受講申込数が定員に達した場合は、締切前でも募集を修了する場合がございますので、 お早めにお申し込みください。

9. 受講者の決定・通知

(1)通知予定日

各法人の代表者若しくは各所属長あてに受講決定通知書を送付いたします。(平成 30 年10月5日郵送予定)

募集定員を超えた場合、長崎県と協議の上受講者を決定いたします。

(2) 事前課題

受講決定者には、事前課題を課します。

内容、提出様式等の詳細は受講決定通知書にてお知らせいたします。

10. 受講料

(1) 共通講義(必須) 6,000円

(2) 分野別研修(一分野につき) 12,000円

(例1) 一分野受講の場合 受講料合計(1) + (2) 18,000円

(例2) 二分野受講の場合 受講料合計(1)+(2)+(2) 30,000円

受講決定通知書へ記載されております指定の期日までに、指定の口座へ受講料をお振込みくだ さい。

研修会場までの受講者の旅費及び滞在費につきましては、受講者各自にてご負担いただきますようお願いいたします。

なお、お振込み後の受講者都合によるキャンセルの場合、受講料の返金は致しませんのでご了 承ください。悪天候や主催者側の都合により開催できない場合については、当協会の規定によ り返金することもございます。

11. 個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえ、受講管理、修了証書(受講証明書)の発行、討議用小グループ編成にのみ使用することとします。

ただし、受講者間の連携と交流を図るとともに、受講者に対し、討議用に編成した小グループを周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布すること、及び、研修終了後、各市町村に修了者氏名及び所属事業所等について情報提供することとしておりますので、その旨ご了承ください。

12. 修了証書

研修の全課程を修了した者に、長崎県知事の修了証書を交付いたします。

ただし、定められた全科目を受講することを修了の条件とします。また30分を超える遅刻または早退等により、講義および演習の内容が十分に修得されていないと認められる者、もしくは、私語・居眠りなど受講態度が著しく不良の者は欠席とみなし、修了証書は交付できません。また、虚偽の内容により申し込みをしたと判断された場合は、修了証書の発行後であっても、修了の取消等の措置をとることといたします。

13. 問い合わせ先

〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3番24号(長崎県総合福祉センター内)

(一社) 長崎県知的障がい者福祉協会 事務局

<TEL> 095-842-7007

<FAX> 095-842-7008

<Mail> na-fukushi@vivid.ocn.ne.jp